

特別展「堺と武将―三好一族の足跡―」  
展示古文書等釈文

長塩備前入道殿

和泉国堺南庄念仏寺領「諸公事免除事、任御判」并御執行之旨、可停止使者」入部也、仍執達如件、

嘉吉元年六月八日 沙弥(花押)

斎藤河内守殿

※改行位置は括弧( )で示した。

13 笑嶺宗訢書状

為御音信、与「二郎被差下候、特大樽隻、重」宝之御肴、懇「志之至難申尽候、仍京都先無事、」春屋昨日下午参候、「来春早々」令渡海、可遂祝「儀条、閣筆候、」恐々不宣

臘十三日 宗訢(花押)

(上書)「 南宗寺

栖賢寺御章 宗訢

21 安宅冬康書状

(端裏上書)「(切封墨引) 重伊入床下 安撰

冬康

態令申候、仍三十六人集并「拾遺愚草之儀、連々申段、只今」御上洛之事候間、無御失念、御「申所仰候、可然様頼存外無」他候、恐々謹言、

三月廿日 冬康(花押)

29 細川持之施行状(開口神社文書)

和泉国堺南庄念仏寺領撰津国「堺北庄内散在田畠等、段錢以下諸公事、」被免除畢、早任御判之旨、可停止「使者入部之状、如件、

嘉吉元年四月十五日 (花押)

(押紙)「細川殿 弘源寺殿」

30 細川持之施行状(開口神社文書)

和泉国堺南庄念仏寺領散在「田畠等、段錢以下諸公事、被免除訖、」早任御判之旨、可被停止使者「入部之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年四月十五日 右京大夫(花押)

(押紙)「細川殿 興源寺殿」

細川阿波入道殿

31 細川持之施行状(開口神社文書)

和泉国堺南庄念仏寺領散在田畠等、段錢以下諸公事、被免除訖、早任御判之旨、可被停止使者入部之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年四月十五日 右京大夫(花押)

細川九郎殿

32 長塩宗永遵行状(開口神社文書)

和泉国堺南庄念仏寺領撰津国「堺北庄内散在田畠等、段錢以下諸公事、」被免除畢、早任御施行之旨、「所停止使者入部之状、如件、

(押紙)「長塩殿」

嘉吉元年六月六日 宗永(花押)

当寺住持

33 細川基之遵行状(開口神社文書)

(封紙上書)「和田筑後守殿 常泰」  
去十一日於熊取庄合戦之「時被官人等被疵条尤神」妙弥可抽戦功者也、恐々「謹言、

六月十七日 常泰(花押)

34 細川常繁(頼久)書状(和田家文書)

(封紙上書)「和田備前守殿 常繁」  
今度於京都合戦之「儀言語道断之次」第候、仍国々物謂事「内々其間候、自然之」時宜出来候者、相互加「談合被致忠節者可」悦入候、恐々謹言、

六月十一日 常繁(花押)

和田備前守殿

35 細川常繁(頼久)書状(和田家文書)

(封紙上書)「和田備前守殿 常繁」  
(端裏)「(切封墨引)」

大内勢可着岸堺南庄「由依有其間、可相支旨就」被仰出、差下齋藤々右衛門尉候、「則打越彼在所、要害」等事、相共申談、「被致忠節候者、可悦入候、」恐々謹言、

七月廿日 常繁(花押)

和田備前守殿

36 細川常泰(持久)感状(和田家文書)

(封紙上書)「和田筑後守殿 常泰」

去十一日於熊取庄合戦之「時被官人等被疵条尤神」妙弥可抽戦功者也、恐々「謹言、

六月十七日 常泰(花押)

37 細川持久感状(和田家文書)

(封紙上書)「和田左近將監殿 持久」

(端裏)「(切封墨引)」

今度毛須之東対治之「時齋藤々々右衛門尉就申合」無等閑之由候、殊早速「発向之通注進到来」旁祝着之至候、巨細「猶藤右衛門尉可申候、恐々」謹言、

六月十二日 持久(花押)

和田左近將監殿

38 細川持久感状(和田家文書)

(封紙上書)「和田左近將監殿 持久」

(端裏)「(切封墨引)」

今度於当国信太城「合戦之時、披<sup>(被)</sup>官人教」輩被疵候、尤神妙候、「弥可被抽戦功候也、」恐々謹言、

六月廿七日 持久(花押)

和田左近將監殿

39 三好元長安堵状(東寺百合文書)

於城州可有御知行在所之事、一所「□久世庄或号築山并下司分、一所九条」内首座分、一所中村九郎左衛門尉諸職或号泉屋分、「一所善現坊分、一所塔森山本太郎左衛門尉」諸職但深草改田分為替地進之、然上者、任喜雲判形之「旨、永可被全領知様、不可有相違之状如件、

大永八年正月十六日 元長(花押)

竹内新右兵衛門尉殿

41 足利義維御内書(本能寺文書)

(封紙上書)

「 本能寺 」

今度於顕本寺、実行坊「日近忠節無比類候、然者、」依其馳走、当寺可褒「美候也、

七月十一日 (花押)

本能寺

42 念仏寺築地修理料差文(開口神社文書)

(端裏外題)「念仏差帳日記」

念仏寺大回之築地修理、「從地下為念仏之頭料、」依差大勢人数、雖不有「已後之例、代壹貫文ツ、

人数次第不同

大小路町分

与四郎殿<sup>米や</sup>

善四郎殿<sup>金田や</sup>

岩千世殿<sup>菅田屋</sup>

太郎左衛門殿<sup>錢や</sup>

弥九郎殿<sup>人文字や</sup>

以上

市小路

三郎殿<sup>のとや</sup>

助左衛門殿<sup>しろかねや</sup>

源五郎殿<sup>まんさきや</sup>

太郎左衛門殿<sup>伊勢や</sup>

善五郎殿<sup>なや</sup>

(中略)

今市町

五郎左衛門殿<sup>あまのや</sup>

藤次郎殿<sup>あまのや</sup>

与三左衛門殿<sup>弱や</sup>

与太郎殿<sup>えんく</sup>

助左衛門殿<sup>ふるてや</sup>

以上

小屋町

孫右衛門殿<sup>妙善</sup>

四郎左衛門殿<sup>姫龜</sup>

次郎太郎殿<sup>竹中</sup>

助次郎殿<sup>木津や</sup>

以上

舳松町

妙善<sup>北むきの米や</sup>

五郎右衛門殿<sup>やまと屋</sup>

次郎左衛門殿<sup>きたむき</sup>

以上

天文四乙未卯月廿八日

年預広海

43 畠山植長書状(和田家文書)

(封紙上書)「和田太郎次郎殿 植長」

(端裏)「(切封墨引)」

今度各被一味横「山在<sup>(種)</sup>陳肝要候、近日」出張上下可相談候、猶「玉井三河守可申候、恐々」謹言、

二月廿二日 植長(花押)

和田太郎次郎殿

44 林堂山樹書状（和田家文書）

（封紙上書）「和田太郎次郎殿 元常」

（端裏）「（切封墨引）」

（端上部貼紙）「広瀬兵庫助」

就原次郎四郎跡職儀、先日上神殿申合之間、則致披露如御前分」申状、御下知申沙汰候、」早々任 御奉書、彼」跡可有御知行候、就其」御礼物之儀、委細上神」左京亮殿へ申間、無御」油断御調、可為肝要候、」如此可達本意候、於」我等祝着候、旁罷上以」面可申承候、恐々謹言、

九月十一日 山樹（花押）

和田太郎次郎殿

御宿所

45 細川清（氏綱）判物（和田家文書）

（封紙上書）「和田太郎次郎とのへ 清」

和田之内五郎四郎」分之事申分」通、得其意候条、」令領知可忠節」事、肝要候、猶」松浦左衛門大夫・檜山」忠兵衛尉可申候、謹言、

十月十三日 清（花押）

和田太郎次郎とのへ

46 細川晴宣感状（和田家文書）

（封紙上書）「和田宮千代とのへ 晴宣」

去十月朔日於菱木」合戦之時、逢一番太刀」父太郎次郎令討死之条、」尤神妙至忠節候、無比類候、」弥忠儀肝要候也、」謹言、

十一月二日

和田宮千代とのへ

晴宣（花押）

47 細川清（氏綱）判物（和田家文書）

（封紙上書）「和田雅樂助殿 清」

（端裏）「（切封墨引）」

内々以賢久申候存」分、得其意候、仍松村」紀太郎跡職之事」申付候、無相違令」領知忠節肝要候、」猶檜山忠兵衛尉」可申候、恐々謹言、

卯月十二日 清（花押）

和田雅樂助殿

48 茨木長隆奉書（開口神社文書）

本願寺事、雖無別儀」旨被申之、一揆等恣」動造意歴然也、然上者、」諸宗滅亡、可為此時歟、」所詮当宗中、此砌被」相催、被抽忠節者、可為」御快然由候也、仍執達如」件、

享祿五

八月二日 長隆（花押）

念仏寺

49 三好長尚書状（開口神社文書）

就今度志別之儀、」当庄諸寺庵江、被」仰子細雖有之、」当寺事者、諸公事」御免除上者、不可有別」儀由、可被成其心得候、弥」御祈念肝要候、恐々」謹言、

天文元

九月三日 長尚（花押）

堺南庄

念仏寺

50 茨木長隆奉書（開口神社文書）

和泉国堺南庄」念仏寺領事、段錢」諸公事臨時課役以下、」任御代々 公方御判并」御施行旨、被免除上者、」撰州堺北庄内散在」地等事、同弥可被全領」知由候也、仍執達如件、

天文參

正月廿八日 長隆（花押）

当寺

51 茨木長隆奉書（開口神社文書）

和泉国堺南庄」念仏寺領事、段錢」諸公事臨時課役以下、」任御代々 公方御判并」御施行旨、被免除上者、」撰州堺北庄内散在」地之事、同可被存知由候也、」仍執達如件、

天文參

正月廿八日 長隆（花押）

香西与四郎殿

52 茨木長隆奉書（開口神社文書）

和泉国堺南庄」念仏寺領事、段錢」諸公事臨時課役以下、」任御代々 公方御判并」御施行旨、被免除上者、」撰州堺北庄内散在」地等事、同可被存知由、状」如件、

天文參

正月廿八日 長隆（花押）

所々名主百姓中

53 瓦林長親・寺町通昭連署状（開口神社文書）

当寺之事、「匠作御入津之」時者、御座所儀条、「常荒不申様被」仰付、可然存候、当方「衆在陣之刻、宿之儀」被申事候者、右之「理可被仰事、肝要」存候、為其、「一筆申候、」恐々謹言、

瓦林六大夫

五月八日 長親(花押)

寺町遠江守

通昭(花押)

引接寺

年預御中

54 三好長慶書狀

竹内御門跡領下「京紅白梅殿八町」地子錢事、貴所「御違乱由候、如何様之」子細候哉、此儀者和久「伊予守二御代官儀被」仰付処、如此段不能「分別候、早々可被退御競」望候、為御届申候、恐々謹言、

三好筑前守

正月十八日 長慶(花押)

多羅尾左近大夫殿

御宿所

55 三好宗謂・同康長連署狀 吉田兼右宛

慈照寺旧借之「事、任公方御下知」旨、各遣折紙、「無異儀之處、号兩」代官之借錢、方々違「乱未休云々、太不可然、」所詮奉行被封裏、「目錄分者一切可令」停止、若雖有申族、「不可有御承引候、恐々謹言、

釣閑齋 三好下野入道

七月廿八日 宗謂(花押)

三好山城入道

咲岩(花押)

吉田右兵衛督殿

参御宿所

56 三好長慶書狀

三郎左衛門尉方借「物事、自方々申儀」候共、既從「御屋形様」欠郡中德政之「儀被仰出上者、相除」堺、自余者何も「可行」候之間、不可有返弁候、「尚以申方候者、為此方」可申分候、恐々謹言、

三好筑前守

十二月十二日 長慶(花押)

寺町大菊殿

御宿所

57 三好宗謂・同長逸連署狀 三木吉介宛

尚々從此内丹下分・「松田分、御佐子御局へ」御公用千疋申、然者「從其方五百疋出可申候、」此外不申候、泉州下村為替地、「下河内中田庄之内」松田分被遣之候、但「半分者丹下方知行二」付、只今松安存知之「事候間、被成其意可」被仰付候、為其記遣之候、「重而御下知申調候、」恐々謹言、

釣閑齋

十二月七日

三好日向守

長逸(花押)

三木吉介殿

御宿所

58 三好長慶書狀(頂妙寺文書)

今度頂妙寺諸坊内二寺「外江可令沽却沙汰在之様」承候、從古禁制之由候上者、「不可然候、当方族自然買取」儀候者、以有様可申届候、更不可「有疎意候、恐々謹言、

六月十二日 長慶(花押)

齋藤越前守殿

御宿所

59 三好長慶書狀

就筑前守「御成申」可罷上之旨、上意之趣「忝存候、可然之様御」取成可為喜悅候、「令上洛旁可申述候、」恐々謹言、三月十一日 長慶(花押)

伊勢守殿

御返報

61 三好之相(実休)書狀(東寺百合文書)

(封紙切封上書) 「東寺 三好豊前守 木食上人 之相 玉床下」

東寺制札事承間、「即調進入候、自然尚以」違犯族候者、重而蒙仰「不可有疎略候、猶篠原」大和守可申候、恐々謹言、

九月廿一日 之相(花押)

東寺

木食上人

62 三好之相(実休) 禁制(東寺百合文書)

禁制

東寺同境内

- 一、当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事、
  - 一、陣取寄宿事、
  - 一、剪採竹木事、
  - 一、相懸矢錢兵糧米課役以下事、
  - 一、放火事、
- 右条々堅令停止訖、若有違犯輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

天文二十年九月日

豊前守(花押)

(封紙上書)

「 齋藤越前守

東寺年預御房

基速

御返報

御札令拝見候、仍貴寺御領・同御境内等臨時之課役・段錢・

反米・人夫以下御免除之儀、被帶 御代々御判、無御別儀趣、三好筑前守二令」演説候、尤無紛御証文、無比類之由候、委細以書狀被申候、何も被成御分別、氏綱へ被仰聞、可然由候、巨細具御雜掌へ申候間、可被申分候、今日三筑至富田、被罷上候、二三日中二、拙者も罷上候間、其刻可申述候、恐々謹言、

拾月一日 基速(花押)

東寺年預御房

御返報

63 安宅鴨冬(冬康) 禁制(東寺百合文書)

禁制

東寺同境内

- 一、当手軍勢甲乙人乱妨狼籍事、
  - 一、陣取寄宿事、
  - 一、伐採竹木事、
  - 一、相懸矢錢兵糧米課役已下事、
  - 一、放火事、
- 右条々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍下知」如件、

天文二十年九月日

摂津守(花押)

65 藤岡直綱書狀(東寺百合文書)

猶々真如堂へ遣折」紙候、御無心ながら、自其方御届候

て、可被下候、奉願候、返事候者、其方二御置候て、便宜二可給候、われくハ出陣不仕候、齋越も中村も無出陣候、孫右衛門ハ馳上て、三向と二所候へ候、御用之儀候ハ、可被仰候、くれく御聞ありたく候ハんと存候て、態一人を上候也、此外不申入候、

一、態申候、仍明後日九日」各出陣必定候、就其御寺之事ハ陣」所ニなり不申候間、先以可御心安候、口八条ハ陣取ニ成可申と存候、

一、久秀、三日ニ上洛候、是も明後日出陣衆にて候、陣所ハ吉祥院にて候、

一、三好日向守方も出陣候、陣所ハ上鳥羽か」久世かのよし

候、

一、長慶ハ父子出陣の」あらい候間、無本候、大将陣ハ大略久」世にて候へ候、

一、泉乘寺・梅小路」西庄・御所ノ内辺ハ」皆々丹波衆陣取候、

一、東西九条ハ松山、」其外陣所にて候、

一、上ハ四条の道場より、」下鳥羽・たうのもり」竹田・其外悉」方々衆陣取にて候、

恐々謹言、

五月七日

藤石

直綱(花押)

宝殿

観智

まいる御同宿中

66 飯尾光種書狀(開口神社文書)

公方様・同若君様御」卷数」御進上候、則」可致披露候、弥

可被抽」御祈禱精誠事、肝要候、恐々謹言、

七月廿三日

光種(花押)

念仏寺

年預御坊

(封紙上書)

飯尾三郎左衛門尉

光種

念仏寺

年預御坊

67 飯尾光種書狀(開口神社文書)

念仏寺年預宛

64 齋藤基速書狀(東寺百合文書)

兩御所様御「卷数御進上候、」則令披露候、次「私江御卷数百疋」上給候、祝着至候、「猶石田可申候、恐々」謹言、

七月廿三日

光種(花押)

念仏寺

年預御坊

御返報

(封紙上書)

「 飯尾三郎左衛門尉

光種

念仏寺

年預御坊

御返報

68 飯尾光種書状(開口神社文書)

公方様、去年九月十三日、「至白川、被成御座、当年」坂本江被移御座」条、從諸寺諸社、別而「御卷数進上候、然御」寺御無音間、態令啓候、「去年・当年兩度御」卷数只今可上給候、「可令披露候、猶石田」弥太郎可申候、恐々謹言、

十一月十六日

光種(花押)

念仏寺

年預御坊

(封紙上書)

「 飯尾肥前守

光種

念仏寺

年預御坊

69 飯尾為時書状(開口神社文書)

公方様・同若君様、御「卷数御進上候、則致」披露候、弥可被抽御祈禱之」精誠事、肝要候、恐々謹言、

卯月廿七日

為時(花押)

念仏寺

年預御坊

御返報

(封紙上書)

「 飯尾三郎左衛門尉

為時

年預御坊

御返報

70 飯尾為完書状(開口神社文書)

公方様至南禅寺、「去年被移御座候、」仍諸寺社御礼被申之」条、急度御卷数」御進上可然候、為其」令啓候、恐々謹言、

九月廿六日

為完(花押)

堺念仏寺

年預御坊

(封紙上書)

「 飯尾肥前守

為完

堺念仏寺

年預御坊

71 飯尾為里書状(開口神社文書)

公方様江例年之御」卷数令披露候、并私へ」御卷数頂戴候、仍為」御礼百疋、同石田方へ」五十疋、慥到来候、御懇之」至、祝着存候、親にて候者、」為御使加州へ罷下候、石田」越

前守召連候間、拙者御」報申候、旁期来信候、「恐々謹言、

正月廿三日

為里(花押)

念仏寺

年預御坊

御同宿中

(封紙上書)

「 飯尾彦三郎

為里

念仏寺

年預御坊御返報

72 三好実休書状(村上家文書)

(封紙上書)

「村上出雲守殿 実休」

天霧表之儀、別而」御馳走由喜悅候、連々」如申候、民部少輔・紀伊守」指置候条、弥於入魂者、」可為祝着、猶篠原右京進」可申候、恐々謹言、

十二月廿日

実休(花押)

村上出雲守殿

73 己行記

(永祿五年三月五日条)第二丁表 右から三行目

一、三月五日之夜、退城、有下将テ籠城、諸男女無事ニ入レ堺

功上

74 三好康長書状 日珖宛 (己行記 紙背文書)

尚々細々御音信」畏入候、近日」出津仕候而、可」申承候、

御折紙拝見申候、「如仰今度属本意」大慶候、尤自是「可申候  
処二、万事」取乱罷過候、ふと「出津仕候而、可申」入候、  
将亦鳥目三十」疋、五明十送給、「畏存候、委曲御」使僧へ申  
候（而之）「令」省略候、恐々謹言、

三山

五月廿五日 康長（花押）

隆雲寺

貴報

### 75 三好義興書状（妙國寺文書）

今度実休討死之」様体、余口惜次第候、幸」各無異儀被罷退  
候、弔」旁以一戦可相果覚悟候、「然者未其津二被相残由、  
近比無比類候、早々可」及行候之条、人数等不散」様至于爰  
元着陣可為」喜悅候、不可有由断候、恐々」謹言、

三月十六日 義長（花押）

吉成出雲守殿

### 76 今井宗久書札留

〔今井宗久書状案〕 永禄二二年「一五六九」九月日

乍恐令啓達候、仍 御公方様并信長へ被抽御」忠節之旨、御  
感誠以御長久之基■（与力）目出度」奉存候、殊更当津南庄  
御存知珍重存候、拙者」堺五ヶ庄以 御下知・御朱印被為拝  
領候間、毎時」可得尊意覚悟候、別而從古撰州被下御目事候  
間、「自今已後、弥奉仰候、必々罷下御祝義等可申上候旨、  
可得御意候、恐惶、

九月

安宅神太郎殿まいる 人々御中

### 77 細川勝国書状（九条家文書）

石井民部跡河原内 九条殿御公用」事、一存懇望之由諫方及  
度々申越候」間、得其意候、然者毎事可有馳走段、可」為祝  
着候、猶諫飛可被申候、恐々謹言、

十二月十五日 勝国

十川民部大夫殿

### 78 十河一存書状（九条家文書）

（端裏捻封上書）

「 十民太

友松軒御宿所 一存」

今日不被懸御目御床敷候、「仍彼御公物之儀、松田左」衛門尉  
氣遣被申相調候、先」以大慶候、可然様二御取合」所仰候、  
急度可被相渡」旨候間、御左右可申上候、為御」披見、三郎  
殿松左へ之」御書持進候、可被懸御目候、「はしめ諫方飛驒守  
を以」申候つる二付而、御文言二諫飛」かたへ申越候由候、  
松左別而氣遣」被申候間、貴所まてか我等かたまてか松田」  
氣遣、御祝着二おほしめすよし、刑部殿よりの御捻申」うけ、  
松左見せ候て悦させ」候へく候、

### 79 松永久秀書状

御折紙令拝見候、仍」覆並給人方事、被止御」違乱之由可然  
存候、長慶」内証之様体咲止二存、「御心中とも不存候つれ共、  
各為御意得申候き、然者」給人方田地事不可有」其隱候、乍  
去御不審事候ハ、」給人衆之帳を可有御」覽候、尚寿清へ申  
渡候間、「不能二候、恐々謹言、

松弾

九月十四日 久秀（花押）

菅若

### 80 松永久秀書状

当郡小郡代事、「長井孫四郎方へ申」合事、被得其意、「馳走  
肝要候、恐々」謹言、

松永

十月九日 久秀（花押）

河州

渋川郡中

### 81 松永久秀書状（村上家文書）

（封書上書）

「 松永弾正少弼

村上出雲守殿

進之候

雖未申通候、拙翁齋」被談候条令啓候、仍」具足二両（金糸毛）  
進之候、御音信計候、「上辺御用之儀候者可」承候、猶宗可  
被申候、「恐々謹言、

十月廿九日 久秀（花押）

村上出雲守殿

進之候

### 83 安井宗運書状（東寺百合文書）

尚々久秀母儀所勞」候、可御心安候、筑州へも」御葉參セ  
かけ候つれ共、「松弾母儀被相煩候間、「罷下候へ共、罷下  
つき」候ハぬ中に、余人の」くすりにて」平癒候間、とり

候ハぬ」ゆみや之分申候、御心安候て「祝着存候、於此方、弾も」氣遣ゆへ候や、被相煩候へ共、其ハ」我等くすりにて「平癒候、可御心安候、」此外不申候、」又申候、われ々やとハ」北の入口にて、柳町と申」ところに経王寺と申」寺候、その門の前にて候、」大なるにかいつくりの家にて候、かしく、

急度申候、

一、其後者久不申」通候、仍松弾老母」所勞二付而在津」仕候、然者早音信」被申候、御寺之儀者」不混自余事候、早々」御音信可然候、未」七日・八日程者可有逗」留候、其中二

急度」御下専用候、

一、御下向候ハ、鳥目五百疋」御持せて御下候へく候、」不及申儀候へ共、此方にてハ」少も免物ハ用ニたち」不申候、御心得のために」申候、

一、大嶋方へ之此状御届」候て可給候、恐々謹言、

三月五日 宗運（花押）

（切封上書）

「 北庄柳町

宝殿院 より

観智院まいる 宗運

御同宿中

#### 84 安井宗運書状（東寺百合文書）

尚々我等此つかいかくれ」なきやうに、御とりたて」候て、堺二御めさせられ」候へハ、おのつから御寺の」御雜掌たるへく候、只今申候ことく、」造作ニ拙者人夫」千五百人」めしつかひ申候間、」いつかたへのあるきも、」なりかたて、如此申候、」此外不申候、

此間ハ作事ニ取乱」不申入候、仍来廿日」以前ニ筑・弾、何

も堺」へ入津あるへく候、其刻」拙者も罷越候へのよし、」被申候間、来十九日ニ」可罷下覚悟候、然は」人夫一人十八日ニ当城」迄下着候やうに御」下候て、御やとに候へく候ハ、」祝着可申候、十日の間」御おきて可被下候、但」其ハ其方次第にて候、」拙者人夫当年はや」千五百人つかい申候間、」くたひれはて申候条、」よそへ如此御無心申候、」在津之間ニ、涯分つめ申候て、」御公事之儀、はや時分からと申、」弾二つきそい候て、精を入」申へく候、御造作ニ候はんするニ、」申もいかゝ候へは、我等事」しけきつかいも、只今ニ」しく事、あるましく候間、」不懸御心中申入候、此」十日計以前ニ上洛仕候刻、」路次にて見申候つる公文所ハ、」馬にて旅行仕立」にて候つる、多喜山への」事候哉、さりかき被申」候ハんと察申」候、猶福地方」可被申候間、此外不申候、」急候ていかゝ申候や、御めん」候へく候、恐々謹言、

六月十六日 宗運（花押）

（端裏切封上書）

「 宝殿院

観智院まいる 宗運

御同宿中

#### 85 安井宗運書状（東寺百合文書）

幸便本望存令啓候、

一、来月二日・三日比迄」可有逗留候、人夫の」かわり御下候て可給候、」堺にてハわれくやとの儀ハ」柳町にて東のつら」にて候、経王寺と申寺の」まへにて候、にかいつくりの」大なる家にて候、以此」上、御くたし候ハん物ニ、能々」御申付候へく候、柳町と」申候ハ、堺の北のはしにて候、一、御公事之儀、能々御存分之」通、松弾へ申候、聊不可有」疎意之由候、藤右も此方ニ」の事候、内々申談儀候、

疎意之由候、藤右も此方ニ」の事候、内々申談儀候、

一、多喜山へ筑州ハ御こし」候ハんよし候、其時ハ又人夫」其方よりのをハ、返し可申候、」可御心安候、其時のかわりをハ、」吉祥院よりめしよせ可申候、」多喜山へ御こし候ハんをハ、」其方の人夫とゞめおき」可申候、

一、多喜山より皆々帰城之」刻ニ、御公事御もみ可然候、但」其も松弾一人帰城候すハ、」御無用候、すてニはや」所務之時分ニ罷成候間、」今より御油断有るましく候、

一、此外不申候、恐々謹言、

六月廿三日 宗運（花押）

（端裏切封上書）

「 宝殿院

観智院まいる 宗運

御同宿中

#### 86 安井宗運書状（東寺百合文書）

（端裏切封上書）

「 東寺 宝殿院

観智院まいる 宗運

六日 芥川より」

人夫返し申候、長々祝着申候、偏ニ御礼可申候、

一、長慶も久秀も去三日ニ堺より船にて多喜山へ」被罷越候、筑州ハ尼崎ニ逗留有へく候、明後日多喜山へ」越可被申候、

多喜山にて千句にて其心得、観世大夫」能有へく候、

一、明日我等ハ上洛申へく候、先吉祥院迄着申へく候、

一、そなたの御公事之儀、此間在津之刻、折々弾へ」能々申候、可御心安候、藤石にも能々申候、

一、此ふみかいかうへ被遣て可被申候、

一、大嶋方ハいまた越前より上洛なく候哉

恐々謹言、

七月六日

宗運（花押）

観智院

宝蔵院 まいる 御同宿中

87 柴田勝家他四名連署書状

猶以来十五日以前「於不相澄者、可有御成」敗之由、以外御腹立可被」得其意候、今度之御用「脚一円難渋無是」非候、依之為催促「可被下旨、被仰出候、」一兩日中可令下」着候、早々用意肝」要候、先為案内申候、」恐々謹言、

卯月十一日

柴田修理亮

勝家（花押）

坂井右近尉

政高（花押）

森三左衛門尉

可成（花押）

蜂屋兵庫助

頼隆（花押）

佐久間右衛門尉

信盛（花押）

堺

南庄惣中

88 今井宗久書札留

〔今井宗久書状案〕 永禄一三年〔一五七〇〕二月一九日

御折紙畏而致拜見候、仍至当津諸牢人相集由、何共只今迄者

不事候、從何方被申上候哉、加地権介委細大坂辺在之由、太略実儀候、其外儀者無取沙汰候、猶々承儀候者、御注進可申候、今朝淡州表之儀申上候、漸可為 恐惶、

二月十九日

祐阿弥陀仏まいる御報

89 織田信長黒印状

仍松永申分之事、」つらにくき子細二候へ共、」只今被申越候ことく、」多門を此方へ直二渡、右衛門佐ハ信貴へ入候て、」山儀ハなき分ニ可然候、」右衛門佐（久通）覚悟にて何」方ニも參候ハんハ不及」是非候、知行方之事ハ、」令分別、則可申付候、さ候ハ、」右衛門佐惣領子を人」質ニ出し、右之筋目ニ」わひ候ハんならハ、」可赦免候、此段少も」違候ての申やう二候ハ、」重而被申ましく候、」恐々謹言、

十一月廿九日 信長（黒印）

（表書）

〔墨引〕

右衛門尉殿

信長

90 絵入太閤記

○松山新助

永禄年中に松山新助といひし、三好家」におひて爪牙の臣に備りしものハ、その」初本願寺に番士などつとめ居たりしが、」素性ゆうにやさしく、每物まめやかに」万」の裁判もおさくしう、小鼓・尺八・早歌に」達し、酒を愛して興有しもの也。その比」泉州堺の津にして、三好家或ハ方々の」勇士、

或ハ其家々におゐて司有もの」共此新助をよび出し、酒飲で浮世忘ん。」たがひに戦場に赴くべき身なり。誠に」なきハ数そふ世に在て、何を期せんや。」唯隙々求めあそびたハむれんといひつゝ、」敵味方堺の南北に打寄、酒など愛し」興するときハ、かならず松山をいざなひ」出しなぐさみし、かやうのつゝ」戦場に」の物がたりを好んで聞しか、行年三十五六の」比、武者修行してミんとおもふ心はじめて」出来、三好家へ奉公に出、摂州有馬の南」山田くつれといひしをくれ合戦に、追付く」び一討捕し也。是より武家を経てかけ」ひきの達者ハ松山なるべしとほまれを得、其後ハ五千石余の地を知侍るに」よつて、名士を求め、傍輩のやうに寵愛」し、二千余人の勢を進退せし也。（以下略）